

別紙様式第1号の2(3)(第143条第3項第1号関係)

第 年度 (年 月 日から) 部門別損益計算書
 (年 月 日まで)

(農業協同組合名)
 (単位：千円)

区 分	合 計	信 用 事 業	共 事 業	農 業 関 連 事 業	生 活 其 他 事 業	営 農 指 導 事 業	共 通 管 理 費 等
事 業 収 益 ①							
事 業 費 用 ②							
事 業 総 利 益 ③ (①-②)							
事 業 管 理 費 ④ (うち減価償却費⑤)	()	()	()	()	()	()	
※うち共通管理費⑥ (うち減価償却費⑦)		()	()	()	()	()	△ (△)
事 業 利 益 ⑧ (③-④)							
事 業 外 収 益 ⑨							
※うち共通分⑩							△
事 業 外 費 用 ⑪							
※うち共通分⑫							△
経 常 利 益 ⑬ (⑧+⑨-⑪)							
特 別 利 益 ⑭							
※うち共通分⑮							△
特 別 損 失 ⑯							
※うち共通分⑰							△
税 引 前 当 期 利 益 ⑱ (⑬+⑭-⑯)							
営 農 指 導 事 業 分 配 賦 額 ⑲						△	
営 農 指 導 事 業 分 配 賦 後 税 引 前 当 期 利 益 ⑳ (⑱-⑲)							

(記載上の注意)

⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない額について記載すること。

(注)

1 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

(1) 共通管理費等

(2) 営農指導事業

2 配賦割合（1の配賦基準で算出した配賦の割合）

（単位：％）

区 分	信 用 業	共 事	済 業	農 業 関 連 業	生 活 そ の 他 業	営 農 指 導 業	合 計
共 通 管 理 費 等							100%
営 農 指 導 事 業							100%

（記載上の注意）

共通管理費等として各部門に配賦された事業外損益（⑩、⑫）、特別損益（⑮、⑰）の額が相当多額であり、かつその配賦基準が共通管理費（⑥）の配賦基準と異なるときは、当該収益又は損失の勘定を付して、それぞれの配賦基準及び配賦割合を注記すること。